

那覇市立学校貯水槽清掃業務委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と、_____（以下「乙」という。）とは、次の条項により那覇市立学校貯水槽清掃業務委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲は、小学校（36校）中学校（17校）における貯水槽（以下「委託施設」という。）の清掃に関する業務を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約の日から令和7年12月31日までとする。

（委託業務の範囲）

第3条 第1条の規定により委託する業務（以下「委託業務」という。）の範囲は、別紙の貯水槽清掃業務要領に基づくものとする。

（委託料）

第4条 委託業務の委託料は、¥_____とする。（消費税及び地方消費税込み）

2 甲は、前項に定める委託料を次条の報告書の検査合格後、乙からの適正な請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（報告書の提出）

第5条 乙は、委託業務を完了したときは、速やかに報告書を2部提出し、甲の検査を受けなければならない。

（契約保証金）

第6条 契約保証金は、那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除する。

（契約の解除）

第7条 甲は、次の各号の一に該当する場合は、委託業務の全部又は一部について、この契約を解除することができる。

- （1）乙がこの契約に定める条項に違反した場合
- （2）委託施設が使用されなくなった場合

- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、当該解除が乙の責めに帰すべき理由によるものであるときは、これにより乙が損害をうけても、甲はその補償をしないものとする。
- 3 甲は、乙、乙の代理人、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したときは、この契約を解除することができる。

（疑義の決定等）

第8条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

（特記事項）

第9条 清掃後の貯水槽への水張りを終えてから、給水栓末端及び貯水槽（受水槽・高置水槽）についての5項目（色度、濁度、臭気、味、残留塩素）の検査を実施する。受水槽・高置水槽については、清掃前後の現場写真を撮影し、報告書に添付する。（清掃中の写真を含む）

この契約を証するため、甲と乙とは、本書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、その1通を保有する。

令和 年 月 日

那覇市泉崎1丁目1番1号
（甲） 那覇市
那覇市長 知念 覚

（乙）